

令和4年第11回桶川市農業委員会総会 議事録

令和4年11月25日(金) 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室305

【出席委員】 農業委員	1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 岩崎真一、6 植野成美、7 加藤俊子、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
【欠席委員】	0人
【傍聴人】	0人
事務局長	<p>只今より、令和4年第11回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員11名のうち11名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、岩崎委員にお願いします。</p>
岩崎委員	(開会宣言)
事務局長	<p>続きまして、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。</p>
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>5番の岩崎委員と、6番の植野委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第3条の許可申請は、2件です。</p> <p>農地法第3条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移転を行うものになります。</p> <p>農地法第3条の規定による許可を受けるには、次の5つの要件を全て満たすことが必要になります。</p>

	<p>1つ目が、全部効率要件です。申請者が所有または借り受けている農地の全てを効率的に耕作している必要があります。</p> <p>2つ目が、農作業常時従事要件です。申請者または世帯員が農作業に常時従事している必要があります、原則、年間で150日以上農作業に従事している必要があります。</p> <p>3つ目が、下限面積要件です。申請地を含め、耕作する農地の合計が50a以上であることが必要です。</p> <p>4つ目が、地域との調和要件です。申請地周辺の農地利用に影響を与えないことが必要です。</p> <p>5つ目は、法人の場合になりますが、農地所有適格法人の要件を満たしていることです。</p> <p>まず、第1号件についてご説明いたします。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、5483㎡の農地を耕作しており、今回の申請地は、その借りていた農地を購入する内容になっております。耕作面積は、5000㎡(50a)を超えているため、下限面積要件を満たしております。</p> <p>また、事務局で確認したところ、その全ての農地を適正に管理しておりますので、全部効率要件も満たしていると考えております。</p> <p>譲受人は、昨年、新規就農をし、年間で300日程度農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件を満たしている状況です。今後も地域との調和を図っていくことについては、特に事務局へは苦情等はない状況です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
秋山委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>11月17日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地には、果樹の苗木が栽培されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、聞き取り調査の結果報告ですが、天沼委員から報告をお願いします。</p>

<p>天沼委員</p>	<p>11月18日に聞き取り調査を行いました。  申請者の世帯で150日以上農業に従事しており、所有農地については全て耕作されており、大変意欲的に話をされていました。申請地も耕作する見込みは十分であると思われます。申請地では、引き続き、柑橘類を栽培するとのことでした。  聞き取り調査の結果報告は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。  それでは、第1号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、お諮りいたします。  第1号議案第1号件について、承認とのことによろしいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。  続きまして、第1号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、第1号議案第2号件についてご説明いたします。  譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。  譲受人は、世帯で10242㎡の農地を耕作しており、5000㎡(50a)を超えているため、下限面積要件を満たしております。  また、事務局で確認したところ、その全ての農地を適正に管理しておりますので、全部効率要件も満たしていると考えております。  経営者である譲受人は、年間で300日以上農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件は満たしております。この地域で長年農業を営んでいることから、今後も地域との調和を図っていくことについては、問題がないと考えられます。これらのことから、農地所有適格法人の要件も満たしていると考えられます。  事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。  それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>

秋山委員	<p>それでは報告させていただきます。 11月17日に現地調査を行いました。 現地は作付けがされておりましたが、農地は適正に管理されて いました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、聞き取り調査の結果報告ですが、堀口委員から報告をお 願いします。</p>
堀口委員	<p>11月18日に自宅へ訪問し、聞き取り調査を行いました。 申請者は世帯で150日以上農業に従事しており、所有農地については 全て耕作されており、申請地も耕作することは十分可能であると思いま す。申請地では、花き類を栽培するとのことでした。 聞き取り調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第1号議案第2号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第1号議案第2号件について、承認とのことによろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認 について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。農地法第5条の許可申 請ですので、農地を農地以外のものにして、所有権の移転や使用貸借権 等の設定を行うものになります。 まず、第1号件についてご説明いたします。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載の とおりでございます。こちらは賃貸借権を設定する案件で、転用目的は 特別養護老人ホームです。申請地は、農用地区域外となっております。 申請地は、10ha以上の連坦性がある農地であることから、農地区分は第 1種農地と考えております。第1種農地の不許可の例外に該当する場合 は許可することとなっております。特別養護老人ホームについては、例 外的に認めるとされているものの中にある「公益性が高い事業（土地収</p>

	<p>用法該当)」に該当し、立地基準を満たしていることから、不許可の例外に該当するものと考えております。建築面積は合計で1727.30㎡で、合併浄化槽設置の上、前面の道路側溝に放流する計画となっております。計画地には、50台分の駐車場が設置される予定です。また、隣地との境界には、コンクリートブロックとフェンスを設置する予定です。</p> <p>転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいければと思います。</p> <p>都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
秋山委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>11月17日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案第1号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第3号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号議案について説明させていただきます。</p> <p>基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。</p> <p>申請数は、新規の案件が2件9筆となっております。</p> <p>まず1件目ですが、7筆、8287㎡となっております。こちらは使用貸借権の設定で、期間は10年間となっております。新規の案件について</p>

	<p>は、借受人の農作業従事状況から、耕作するうえでも問題はないと考えられます。また、この法人は、埼玉県から認定農家として認定されています。</p> <p>次に、2件目ですが、2筆、4000㎡となっており、賃貸借権を設定する案件で、期間は2年11カ月となっております。借受人については、これまでも他の農地を適切に管理してきたことから、新規の利用権設定についても問題がないと考えられます。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
秋山委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>11月17日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は写真のとおりおおむね適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第3号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第3号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして次第の5「報告事項」に入ります。</p> <p>事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。</p> <p>農地法5条の届出が6件となっております。転用目的は、住宅敷地が5件、病院敷地が1件となっております。</p> <p>なお、令和4年10月14日から11月11日までに行われた専決処分となっております。</p> <p>事務局からの報告は以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。  それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会の日程についてお知らせいたします。  次回の現地調査は、令和4年12月16日（金）の午前9時から、第1班が行いますので、市役所3階の会議室302にお集まりください。  また、次回の農業委員会総会は、令和4年12月23日（金）の午後2時から、市役所3階の会議室305で行いますので、よろしく願いいたします。  次に現地調査の担当班についてですが、前回の除外申出の際の現地調査を1班が担当しておりましたが、11月の除外申出についても1班が担当するかたちになっておりましたので、年明け1月と2月の現地調査会の担当班を入れ替えさせていただきました。これにより、1班と2班がそれぞれ1回ずつ、除外申出の現地調査をおこなうこととなります。  事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。  無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。  慎重審議ありがとうございました。  事務局長にお返しします。</p>
事務局長	<p>会長ありがとうございました。  それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。</p>
岩崎委員	<p>(閉会宣言) 閉会時間 午後2時55分</p>